

まちづくりファンド
「はじめの一步」部門助成団体

「(仮称)街づくりの仲間たち」 設立準備会

ニュース第12号
2011.2.20



この活動は、公益信託 世田谷まちづくり
ファンドの助成を受けています。

発行者：「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会 担当 稲垣道子（ファンド申請上の代表者）
ホームページにも掲載しています。：<http://machi-nakama.jimdo.com/>
連絡先：電話(3702)3274 FAX (3702)3219 MAIL:pxu16245@nifty.com
メールアドレスやファックス番号を存じ上げているみなさまにお知らせします。転送歓迎します。
送信の中止をお望みの場合は、恐縮ですがお知らせください。

1. 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則が公布されました。(1月31日)(この項、稲垣より)

以下のサイトに新旧対照表が出ています。ご覧ください。

<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d00031528.html>

- ・特に注目すべき規定として、建築構想の調整に関連する以下の規定を掲載します。

(意見交換会の開催の求め)

第27条 条例第37条第1項の規定による求めは、次に掲げる図書を添付した意見交換会開催要請書
(第16号様式)を区長に提出することにより行うものとする。

(1) 意見交換会の開催を要請する者の名簿

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める図書

(意見交換会の運営等)

第29条 区長は、あらかじめ意見交換会の議長を指名するものとする。

2 議長は、意見交換会の議事を主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

・ちなみに、昨年パブリック・コメントの対象となった「街づくり条例改正の考え方」(2010年1月9日)には「区が指導助言を適切に行うために「街づくりデザイン会議(仮称)」(第三者機関)を設置します。」と書かれていましたが、6月1日発表の素案以後、この会議の設置は消えました。

2. 第3回「改正街づくり条例『区民向け活用マニュアル』の作成に向けた意見交換会」が開催されました。(1月12日)

(この項、稲垣より)

・区民向け冊子(タイトル調整中)として、前2回同様の2部構成(第1部街づくり入門編、第2部街づくり条例解説編)の案がコンサルタント福永さん(プレイス)から説明されました。

「第2部をもっと充実させるべき」、「第2部だけでよい」という趣旨の意見が多く出たのに対し、区は、「提案のまままとめたい」と答えました。冊子は、3月中に発行予定とのこと。

- ・第1回意見交換会で、区は、マニュアル作成は、フォーラム提案*を受けたものと答えていました。

*「区民と考える街づくり条例からの見直し提案」1の④「わかりやすい「解説書」を作成したい」

3. 「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会の会合をもちました。(1月17日、2月14日)

- ・来年度、発足予定の「(仮称)街づくりの仲間たち」について討議しています。

4. 「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会の3月定例会は、次のとおりです。

- ・3月7日(月)18時半～ 三軒茶屋区民集会所会議室
- ・どなたもお気軽にご参加ください。事前に連絡をくださると助かります。(上記連絡先へ)

●街づくりに関する情報やご相談をお寄せください。ホームページへの書き込みも歓迎します。

●当準備会ホームページへのリンクをご希望の方は、お問い合わせください。